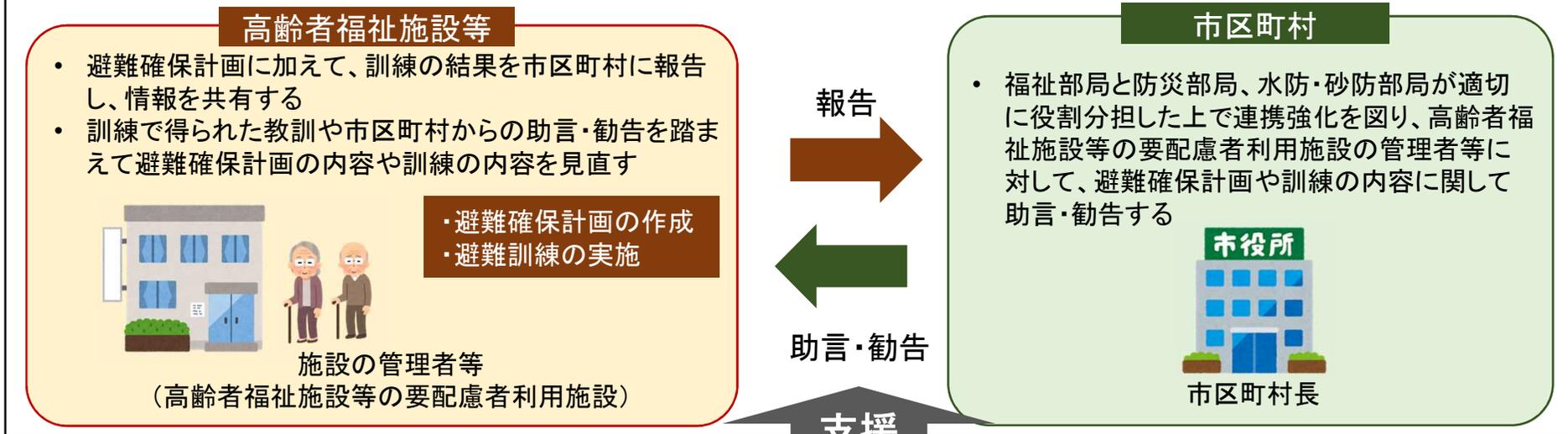


検討会のとりまとめを受けて 実施する主な施策イメージ

洪水や土砂災害等の水災害リスクに適切に対応した避難確保計画等の作成の徹底、訓練によって得られる教訓の避難確保計画等への反映

- 施設から市区町村に避難訓練の結果を報告し、報告を受けた市区町村は、施設に対して、計画や訓練の内容の見直し等について助言・勧告する支援制度を創設する。

市区町村による施設管理者等への助言・勧告制度の創設(水防法・土砂災害防止法の改正(※))【国交省】



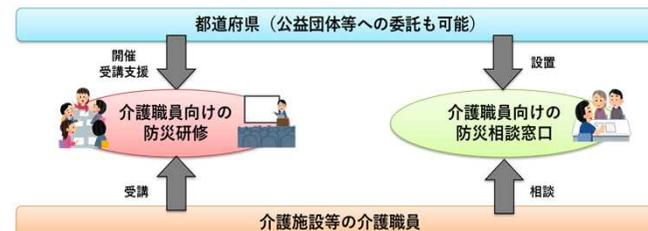
- 国交省**
- 市区町村職員向けの研修の充実や市区町村が主催する施設管理者向けの講習会の開催の支援 等

その他の支援内容

- ・ 「避難確保計画作成の手引き(R2.6)」の改訂
- ・ 「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル(R2.10)」の改訂
- ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援動画のバージョンアップ
- ・ 避難訓練の手引き・チェックリストの作成、周知 等



- 厚労省**
- 都道府県における介護職員向けの防災研修の実施や介護職員向けの防災相談窓口の設置の支援 等



その他の支援内容

- ・ 調査研究事業において、「非常災害対策計画作成の手引き」の作成、周知

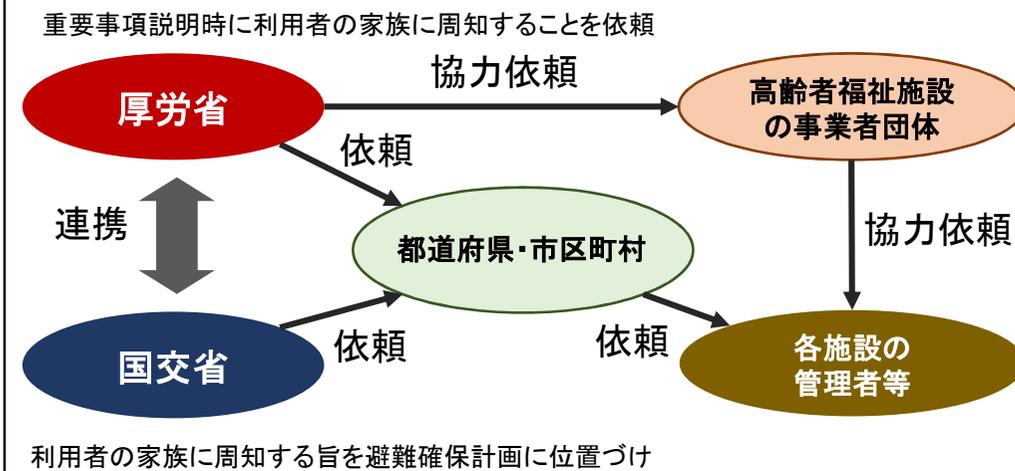
- ・ 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル(H29.6)」の改訂

(※) 当該改正内容を含む特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案を第204回国会に提出済み

職員や利用者の家族等への避難確保計画等の周知

- 避難支援協力者としての役割が期待される利用者の家族に対して、重要事項説明時等に非常災害対策計画・避難確保計画の内容の説明が行われるよう、事業者団体や各施設管理者等に協力依頼を行う。
- 職員や避難支援協力者が避難確保計画等の内容を容易に理解できるようにするため、タイムラインを踏まえた分かりやすい計画を作成するよう施設管理者等に促す。

重要事項説明時等における非常災害対策計画・避難確保計画の内容周知の推進【厚労省、国交省】

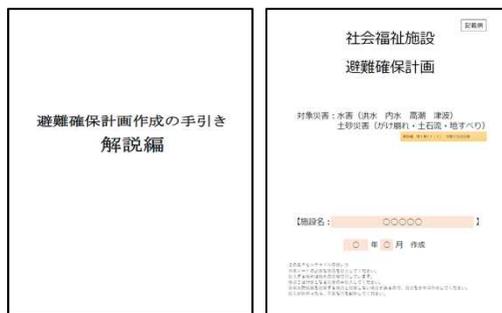


重要事項説明時における利用者の家族等への避難確保計画等の周知

- ・ 利用者が施設の利用を開始する際の重要事項説明時等に非常災害対策計画・避難確保計画の内容を利用者本人と利用者の家族に説明



タイムラインを踏まえた避難確保計画の作成支援【国交省】



避難確保計画作成の手引き(H29.6)

タイムラインの作成方法と様式を手引きに追加



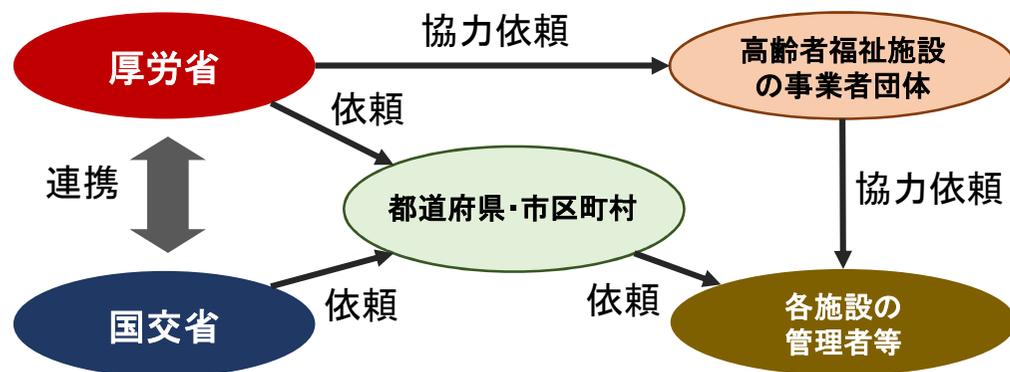
	国土交通省	交通サービス	市町村	住民
台風発生 の可能性	台風上陸 3日前 ○台風予報 ○台風に關する記者会見	体制の 早期構築	運行停止の可能性を 早期に周知	広域避難の可能性を 早期に周知
災害発生 の危険性	台風上陸 1日前 ○台風に關する記者会見 (特別警報発令の可能性) ○大雨・洪水等警報 ○はん濫警戒情報	○連携体制等の確認 ○協力機関の体制確認	○交通サービス 運行停止予告	○広域避難体制の 確認・周知
台風接近 12時間前	○はん濫危険情報	○所管施設の点検	○運行停止 ○施設保全・待避終了	○避難勧告・指示 ○広域避難の開始 ○広域避難者の誘導・ 入室
台風上陸 0時間前	○はん濫発生情報	○市町村長へ事態切迫 状況の伝達	○運行停止 ○施設保全・待避終了	○避難勧告・指示 ○広域避難の開始 ○広域避難の完了
台風上陸 0時間前	○はん濫発生情報	○市町村長へ事態切迫 状況の伝達	○運行停止 ○施設保全・待避終了	○避難勧告・指示 ○広域避難の開始 ○広域避難の完了
台風上陸 0時間前	○はん濫発生情報	○市町村長へ事態切迫 状況の伝達	○運行停止 ○施設保全・待避終了	○避難勧告・指示 ○広域避難の開始 ○広域避難の完了
台風上陸 0時間前	○はん濫発生情報	○市町村長へ事態切迫 状況の伝達	○運行停止 ○施設保全・待避終了	○避難勧告・指示 ○広域避難の開始 ○広域避難の完了

タイムライン(時系列の避難行動計画) 2

施設内の垂直避難先や他の施設と連携した立退き避難先の確保等

- 施設同士で避難者を受け入れする仕組みを構築するため、地域ごとに事業者による連絡会等が設置されるよう事業者団体に協力依頼を行う。
- 垂直避難スペースやエレベータ等の避難設備の設置を補助金で支援し、施設の改修等を促進する。
- 業務継続計画(BCP)の作成を推進する。

事業者間での避難者の受け入れ体制を確保するための連絡会等の設置について依頼



垂直避難場所の確保等のための施設整備を避難確保計画に位置づけ

事業者による連絡会等の設置の推進【厚労省】

高齢者福祉施設の事業者による連絡会等

※既存の枠組み活用可



垂直避難スペースやエレベータ等の設置支援【厚労省(国交省)】

厚労省:介護施設等の水害対策の強化（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金）

施設の改修工事費に対する支援

- ・避難スペースの設置
- ・垂直避難用エレベータやスロープ等の設置

国交省:避難のための施設整備内容を避難確保計画に位置づけ



出典:高齢者福祉施設の避難確保における実態調査(R2.11調査)

業務継続計画の作成徹底【厚労省】

- 令和3年度介護報酬改定において、業務継続に向けた取組の強化として、全ての介護施設等を対象に、3年の経過措置期間を設けた上で、業務継続計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務づけられる。



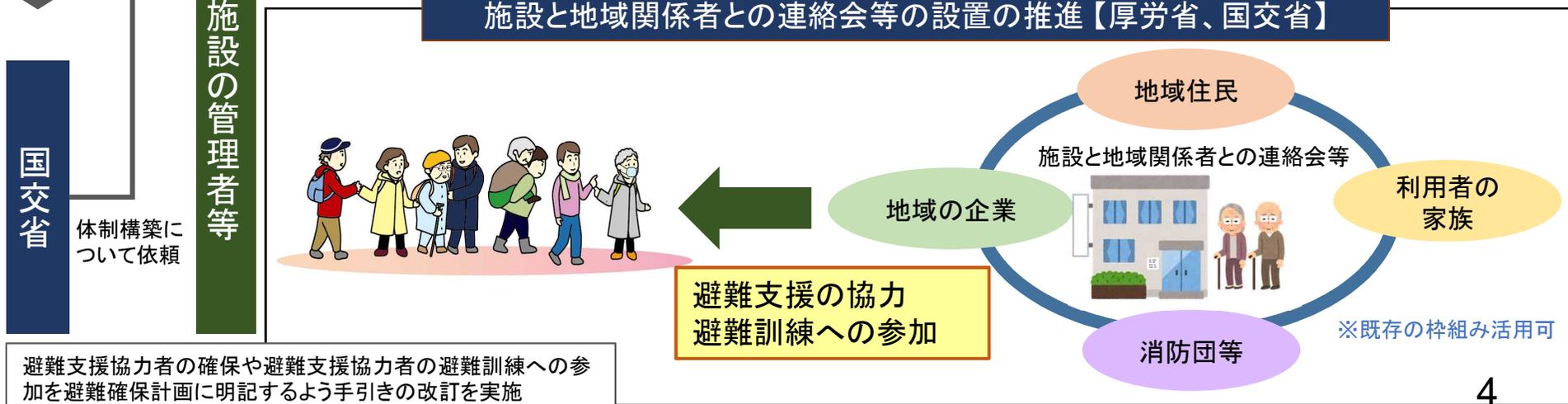
地域や利用者の家族と連携した避難支援要員の確保

- 避難者受け入れの仕組み構築のために設置される事業者による連絡会と市区町村とが定期的かつ継続的に情報交換する場を確保し、顔の見える関係を構築するよう市区町村に促す。さらに、施設ごとに地域関係者との連絡会等を設置し、避難支援協力者の確保に努めるよう施設管理者等に促す。

事業者と市区町村との情報交換の場の確保の推進【厚労省、国交省】



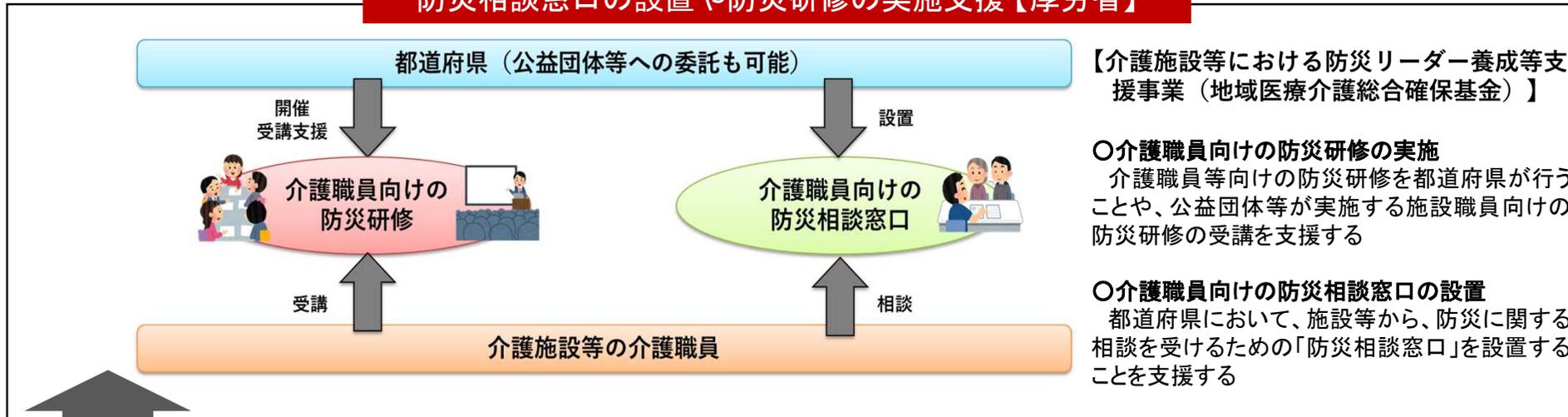
施設と地域関係者との連絡会等の設置の推進【厚労省、国交省】



職員への防災知識の普及と職員の防災スキルの向上

- 施設から防災に関する相談を受けるための「防災相談窓口」の設置や施設の職員向けの防災研修、講習会等の開催の実施を都道府県に促すとともに、その取組を支援する。

防災相談窓口の設置や防災研修の実施支援【厚労省】



連携

講習会等の開催支援や教材の提供【国交省】

施設関係者向けの講習会



講習会を開催する市区町村を支援

教材の充実を図り提供

国交省

動画等の学習教材

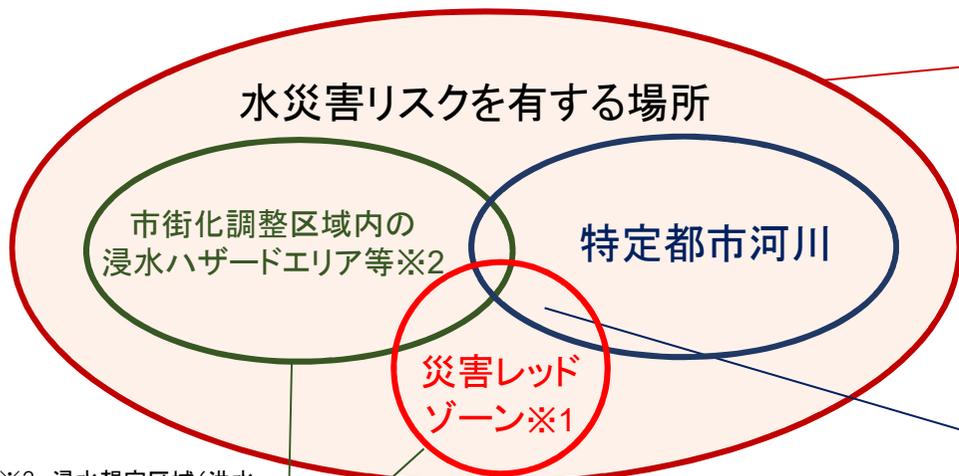


要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル(R2.10)

MLIT channel(YouTube動画)~避難確保計画の作成方法~

水災害リスクの低い場所への高齢者福祉施設の誘導等

- 特定都市河川において、高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設の開発・建築行為を許可制とし、安全性を事前確認する「浸水被害防止区域」を創設する。さらに、水災害リスクを有する場所に施設を新設する場合の補助要件の厳格化を図る。

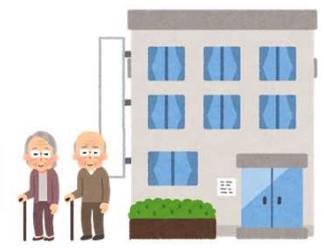


※2 浸水想定区域(洪水、雨水出水、高潮)、土砂災害警戒区域 等

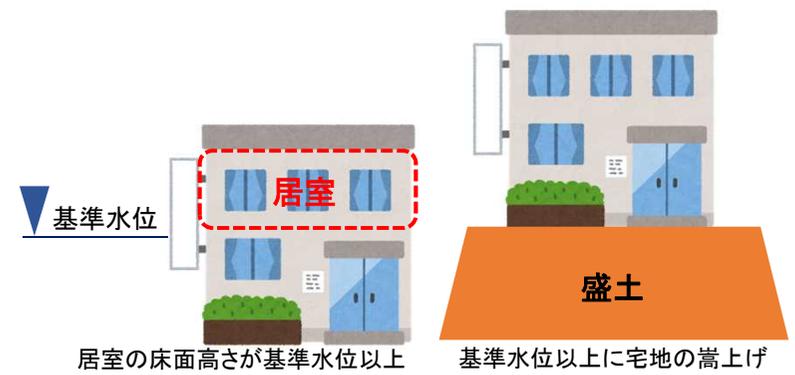
※1 災害危険区域(出水等)、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域

新たに設置される高齢者福祉施設に対する補助要件の厳格化【厚労省】

- 災害レッドゾーンにおける施設整備の原則補助対象外を検討
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等における補助の厳格化を検討



浸水被害防止区域の創設(特定都市河川法の改正(※))【国交省】



高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設について、開発・建築行為を許可制とし、安全性を事前確認

(※)当該改正内容を含む特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案を第204回国会に提出済み

災害ハザードエリアにおける開発抑制(開発許可の見直し)【国交省】

- <災害レッドゾーン> 自己居住用の施設を除き、社会福祉施設等の開発を原則禁止(自己業務用の施設を対象に追加)
- <浸水ハザードエリア等> 市街化調整区域における社会福祉施設等の開発許可を厳格化(安全上及び避難上の対策を許可の条件とする)

区 域	対 応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域 開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域 開発許可の厳格化

令和4年4月1日施行
【都市計画法】